

施策の大綱（第 1 編：「改革すべきもの」「優先すべきもの」）

カリキュラム改革

○幼稚園・保育所が合同で研究を進め、幼児教育カリキュラムに取り組みます

幼児期における教育は、社会の一員として生きていくための基礎を培う重要なものであることを踏まえ、その基礎をはぐくむために幼稚園・保育所における指導の強化・充実を図ります。

なかでも近年、家庭の教育力が低下し、子どもが幼児期に身に付けておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されています。それに伴い、小学校に入学した直後に「教員の話を受けない」「授業中座ってられない」などの状態が続いて授業が成立しないといういわゆる「小1プロブレム」が全国的な問題となっています。

そこで、基本的な生活習慣の自立と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てるために、「約束やきまりを守る」「うそをつかない」「人に親切にする」「あきらめずに物事をやり遂げる」などの、社会で生きる上で身に付けておかなければならない普遍的な内容を示して繰り返し指導することや、知（学ぶ意欲）・徳（規律）・体（体力の向上）をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発するとともに、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組の充実を図ります。

25年度	26年度	27年度
幼保合同研究協議会を設置し、 知・徳・体を重視した カリキュラム研究について協議	幼保合同研究協議会で カリキュラムを編成	幼稚園・保育所で 教育課程を試行・検証

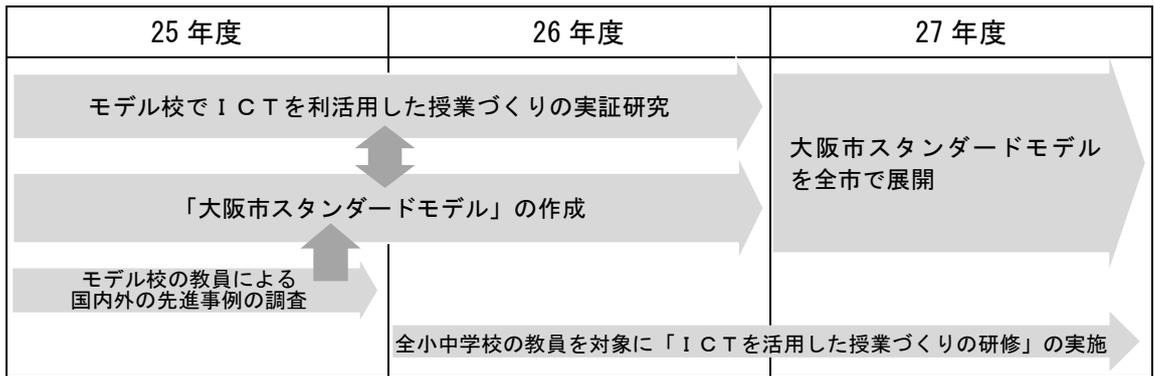
○ICTを活用して学びのスタンダードモデルを策定します

グローバル化が急激に進展するとともに、社会や経済の発展の基盤として知識がますます重要となるこれからの時代においては、基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、知識や技能を活用しながら、自ら学び自ら考え、課題を解決していく力、そして生涯にわたって学び続ける意欲を身に付けておく必要があります。

大阪市では、学校に最先端のICT環境を整備し、個別学習ツールを活用して繰り返し学習することなどによる「基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習習慣の確立」、プレゼンテーションソフトを使って調べたり考えたりした内容を発表することなどを通じた「思考力・判断力・表現力の育成」、新しい単元に入るときにこれから学習する内容を映像で見ると興味・関心を高める「学習意欲の向上」、インターネットや百科事典ソフトを活用した調べ学習や、テレビ会議システムによる遠隔地の学校とのコミュニケーションなどを通じた「情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための資質の育成」を図る教育の実現をめざします。

特に、一人一人の子どもが授業でタブレットPCを使える環境を整えることで、指導者が個々の子どもの習熟の状況を一目で把握し、それに応じた指導を行うことによる「児童生徒一人一人に応じた教育」や、問題の考え方をタブレットPCで表示してグループで教え合うような「協働学習」、タブレットPCのカメラで撮影した映像を示しながら自らの体験を説明することを取り入れた「言語活動の充実を図る授業」などのティーチング・メソッドの充実を図るための実証研究を行います。併せて、一斉・協働・個別学習の各場面でタブレットPCを活用し、自分のペースで納得しながら学習を進めるといったラーニング・メソッドについても研究します。

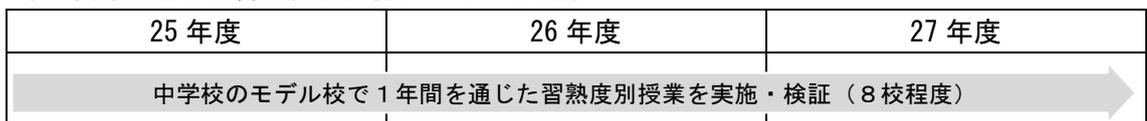
それらの研究の成果を踏まえ、各学校に整備するICT環境や人的支援のあり方、それらを活用した実践事例やカリキュラムをまとめた「大阪市スタンダードモデル」を策定し、最先端のICT環境を活用した教育の全市展開をめざします。



○カリキュラムのイノベーションにつながる研究を進めます

効果が見込まれるカリキュラムについては、全市展開を視野に入れ、モデル校での実施などの実証研究を行い、実施に当たっての成果や課題を検証します。

- ・ 中学校の国語・数学・英語・理科で1年間を通じた習熟度別授業の実施
- ・ 小・中学校で言語力や論理的思考能力の育成に重点化した取組の実施
- ・ 小学校1年生から6年間を見通した理科教育の充実
(1年間を通じた習熟度別授業のモデル実施)



(言語力や論理的思考能力の育成)

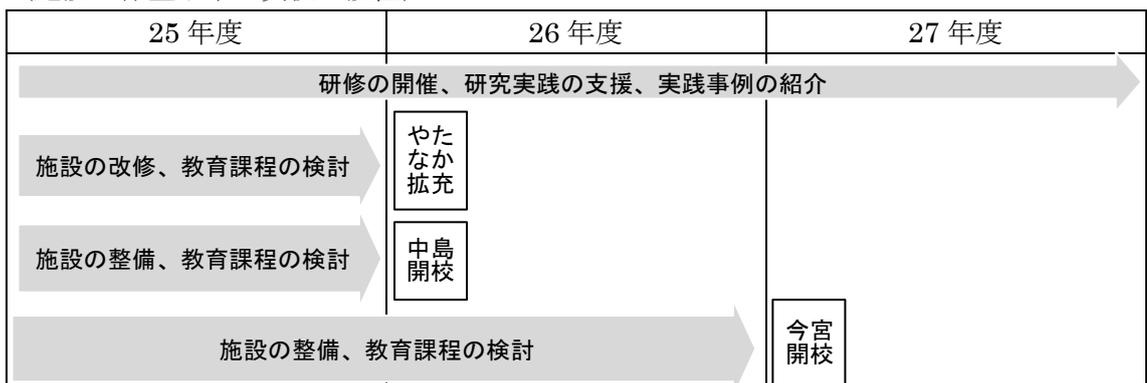


(小学校1年生から6年間を見通した理科教育の充実)



小学校から中学校に進学する段階で学級担任制から教科担任制に、移行することによる子どもの学習面のつまづきを解消するため、小・中学校で連続した指導を行うことを図る観点から、小学校の高学年における教科担任制の導入について、施設一体型小中一貫校において一部の教科で実施するとともに、隣接型の小中一貫した教育を実施する小学校において一部の教科で段階的に実施することを検討します。

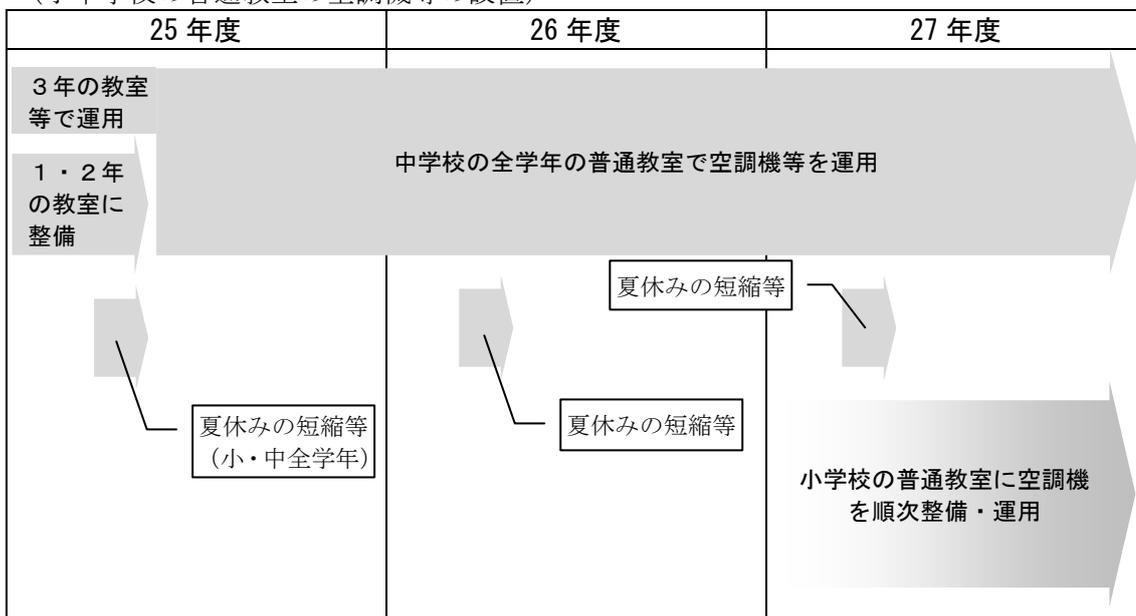
(施設一体型小中一貫校の設置)



小中学校の教室に空調機等を設置し、学習に集中できる良好な環境を整備することで、それぞれの学校で独自に夏休みを短縮したり、短縮授業を見直したりするなど、授業の時間をさらに確保できるようにします。

また、土曜を活用し、保護者・地域住民が参加する開かれた教育活動を進めます。

(小中学校の普通教室の空調機等の設置)



○通知表改革:学びの評価の客観性を高めます

通知表における学力評価については、教科ごとに、知識・理解や思考・判断等の能力に関する到達度の評定と、関心・意欲・態度の評価を区分して標準例を作成し、各小・中学校に示します。なお、知識・理解や技能・能力の到達度の評定については、到達度テスト・定期テスト(中学校)、平常テストなど客観的データを活用します。

また、中学校での評価が高等学校入学者選抜において公正・公平なものとなるためには、府内の各市町村で評価方法の共通化が必要であり、大阪府教育委員会に対し、評価基準の提示やその基準に基づく到達度テストの導入の検討などを求めており、府における速やかな方針決定を求めています。

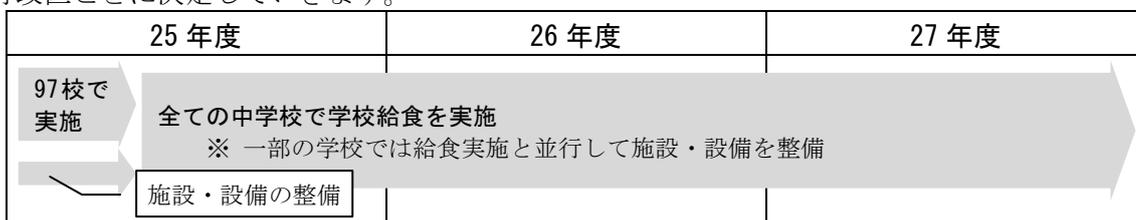
(通知表の標準例の活用)



○健全な食生活の確立に向けて食育を進めます

生涯にわたり心身の健康を管理するためには、望ましい食生活など健康な生活習慣を身に付けることが重要です。大阪市では小学校から食育に取り組んでいますが、中学生は家庭から弁当を持参しない日にパンやおにぎりなどの簡易な昼食で済ませていることが多く、保護者も昼食の選択を子どもに任せているといった状況が明らかになっています。

このように、子どもへの食育や保護者への啓発などの取組だけでは限界があることから、全ての中学校において学校給食を実施し、小中一貫した食育を推進する環境を整備していきます。なお、提供方法(全員喫食又は選択制)については、区民のみなさまのご意見をもとに、行政区ごとに決定していきます。



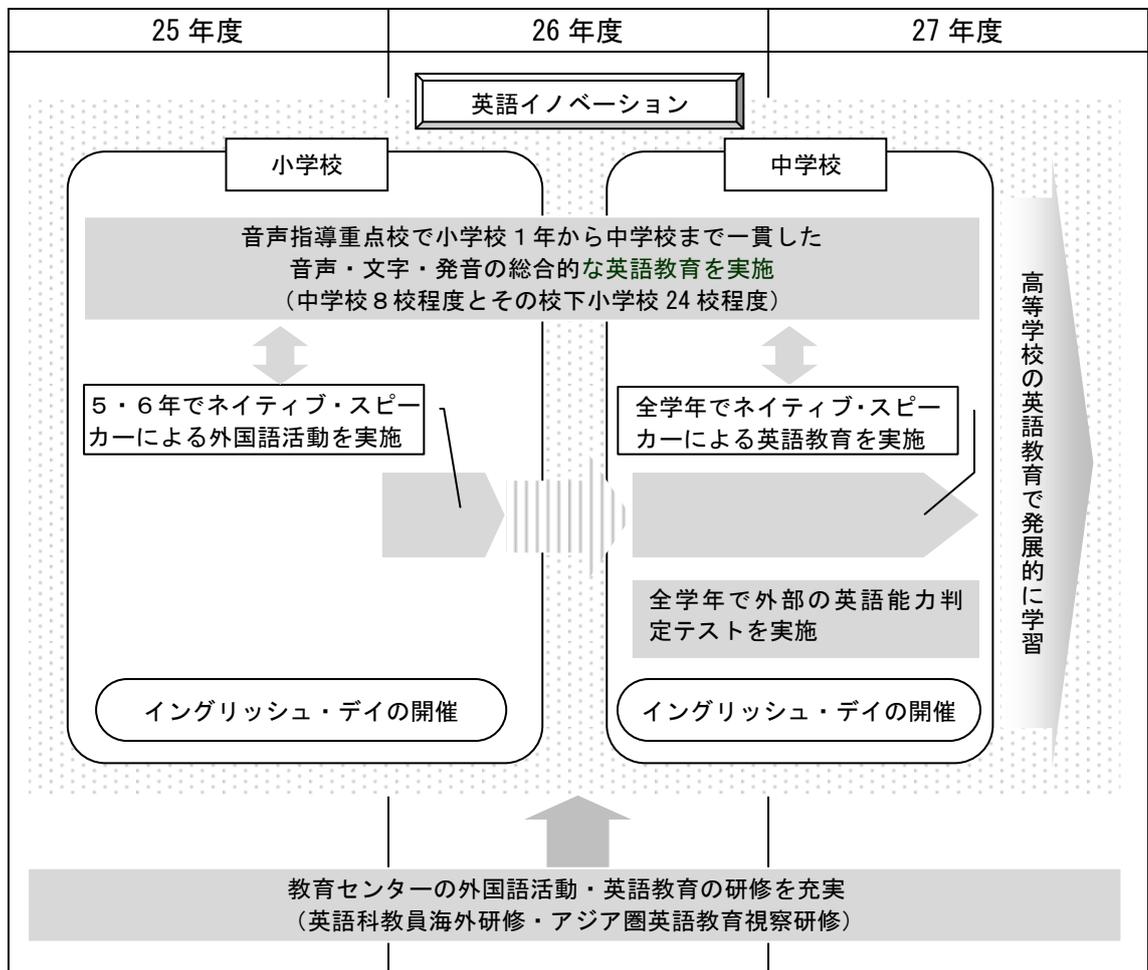
グローバル化改革

○「英語イノベーション」：小学校1年から音声指導に重点化した英語教育に取り組みます

世界的な競争と共生が進む現代社会において、豊かな語学力を身に付け多文化理解を深め、大阪が世界とともに発展することに寄与する人材を育てることは重要です。英語は国際共通語であり、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなるものです。

「英語イノベーション」では、積極的に自分の考えや意見を伝えることができる英語コミュニケーション能力を育成するため、英語教育の強化を図ります。小中一貫した教育のもと各中学校区にネイティブ・スピーカーを配置することで、生きた英語を学ぶ機会を増やすとともに、外国の文化に対する関心や理解を深め、国際化社会に対応できる人材育成につなげます。

特に重点校においては、9年間を見通した英語教育に取り組みます。小学校重点校では、授業時間も活用し、フォニックス DVD 等を活用した音声指導を到達度ごとに段階的に実施し、6年生修了段階で英語検定5級から3級程度をめざします。中学校重点校では、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能をバランスよく伸ばすための英語教育を実施し、3年生修了段階で英語検定2級・準1級程度、また海外留学等で重要な役割を果たす TOEFL 等の受検に対応できる英語力を育成することをめざします。



※「フォニックス」…英語の綴りと発音を関連付けて、正しい読み方を習得する方法

○ICTを活用して学びのスタンダードモデルを策定します（再掲）

マネジメント改革

○校長がリーダーシップを発揮して活気のある学校づくりを進めます

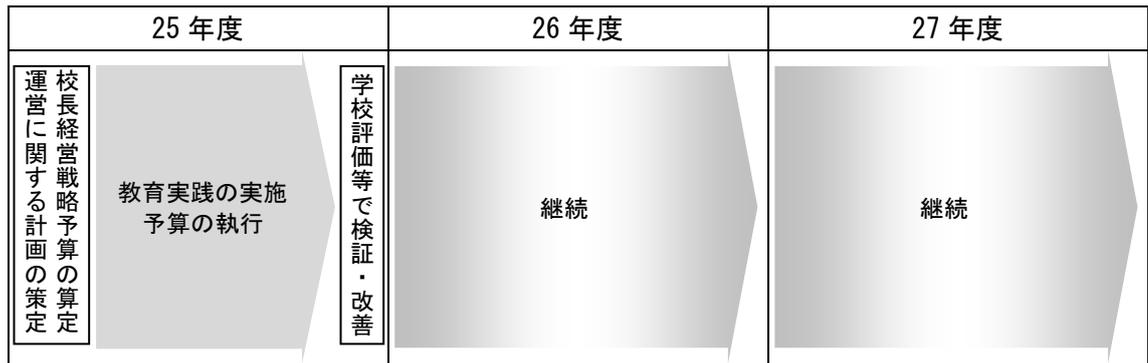
学校園が活気にあふれる場となるためには、学校園が主体性を発揮して実情に応じた取組を推進できるようにすることが不可欠であり、そのためには、リーダーシップのある校園長が十分に裁量を発揮できるよう制度を構築し、環境を整備することが重要です。

教育委員会では、校園長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるに当たっての指針となる「学校運営の指針」を示します。そして校園長は、学校協議会の意見を聴いて、自らの裁量によりその学校園独自の目標や取組を掲げた「運営に関する計画」を定めるとともに、同計画で定めた目標の達成に必要な予算を教育委員会に要求します。教育委員会は、校園長からの優れた提案に対して重点的に予算を確保します。

(実践例)

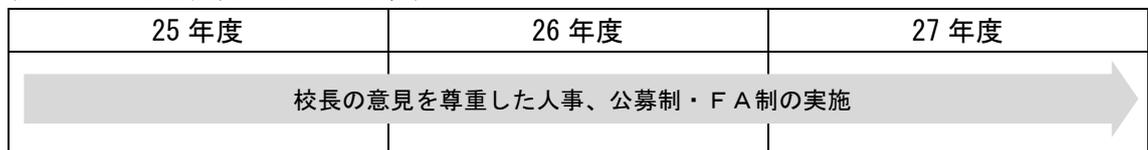
- ・ 企業などの協力による特別授業の実施
- ・ ポストドクターなどを活用した実験の充実
- ・ 地域や異種校園と連携した防災・減災教育の実施
- ・ 児童・生徒が選択するしくみを取り入れた体験活動の実施
- ・ 学校園の実情にあった補助教材の活用
- ・ 学力等の状況について外部第三者を活用した分析・改善策の検討
- ・ いじめや問題行動を生まない学校づくり など

(校長の裁量による教育実践や取組の実施)



また、校園長が人事などにおいても十分に裁量を発揮するための制度を整備します。具体的には、校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入し、教員が意欲・能力を一層発揮できるようにするとともに、学校の活性化を図るため、教員の希望転任（F A制）を拡充します。

(人事における校長の裁量の強化)



○管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制の改革を進めます

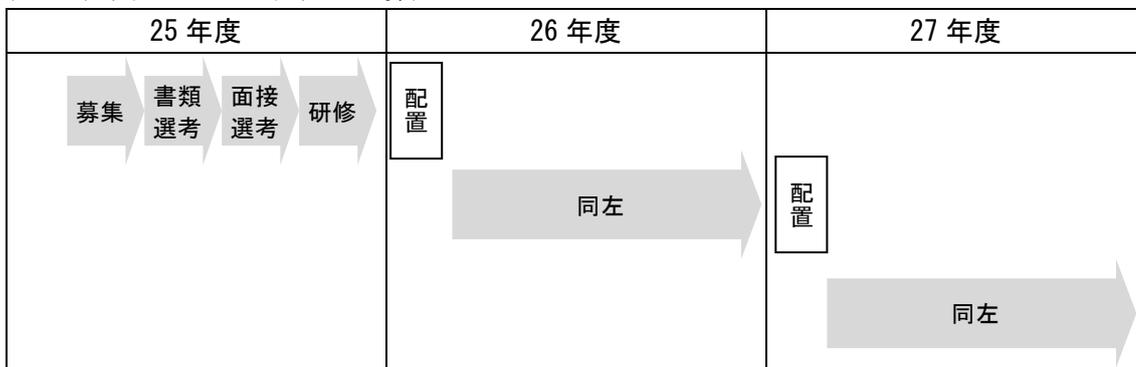
近年、学校教育が抱える課題は、一層複雑化・多様化してきており、これに対応する組織体制の確立が喫緊の課題となっています。学校は校長、教頭の管理職以外は横に並んでいる、いわゆる鍋蓋型の組織であり、現行の組織マネジメント体制では様々な課題に対応しきれない場合があります。また、管理職特に教頭にかかる業務の負担増が著しく、教頭の人材確保が困難であるといったことも課題となっています。

こういった課題に対応するため、校長を内外から広く公募し、優れたリーダーシップを有する人材を登用するとともに、副校長の設置も見据えたうえで、これまでの校長・教頭さらには

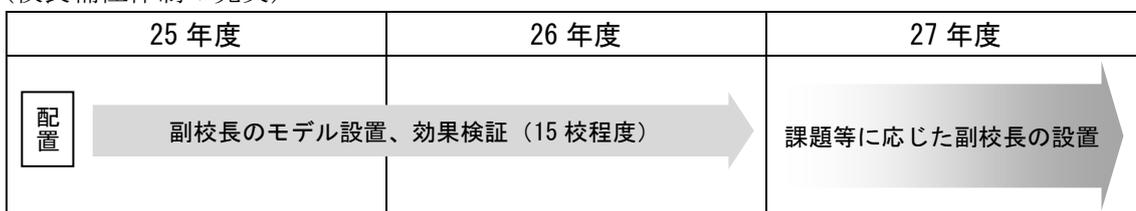
首席・指導教諭の職のあり方やその任用方法を含め、学校の組織マネジメント体制について総合的な改革を進めていきます。

校長公募や副校長のモデル設置などを含めた様々な改革を、固定化することなく最も適した方法の検討を続けつつ進めることで、様々な課題に対応できる組織マネジメント体制を確立していきます。

(小・中学校における校長の公募)



(校長補佐体制の充実)



○教員人事制度等を見直します

教員のやる気を引き出し、学校の活性化を図るためには、教員の人事制度等についても見直す必要があります。そのため、教員の勤務条件・給与制度については、年功的な給与体系から職責・業績に基づく給与制度を構築するよう、大阪府教育委員会に働きかけます。

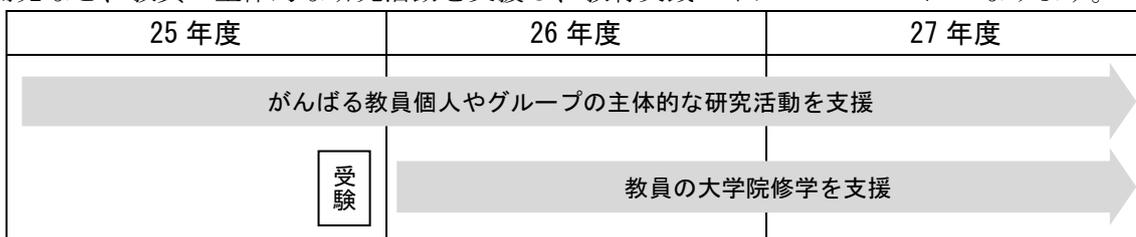
教員人事については、校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入し、教員が意欲・能力を一層発揮できるようにするとともに、学校の活性化を図るため、教員の希望転任（FA制）を拡充します。（再掲）

また、各学校・地域の実情を踏まえ、教育活動の一層の充実を図るため、課題を有する学校へ人事面で積極的な教員配置を進めるとともに、当該教員に対して意欲の向上に繋がるような配慮を行います。

さらに、民間企業等での社会人経験を有する人材を採用するため、教員採用選考に特例措置等を講ずるとともに、中学校理科・数学等、教員の確保が難しい教科については、教員免許状を有しない社会人の活用を図るため、大阪府教育委員会に対し特別免許状制度の適用ができるよう働きかけます。

○教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創るしくみをつくります

グローバル社会を力強く生き抜く力を育てるカリキュラムや、最新の技術を活用した教材の開発など、教員の主体的な研究活動を支援し、教育実践のイノベーションにつなげます。



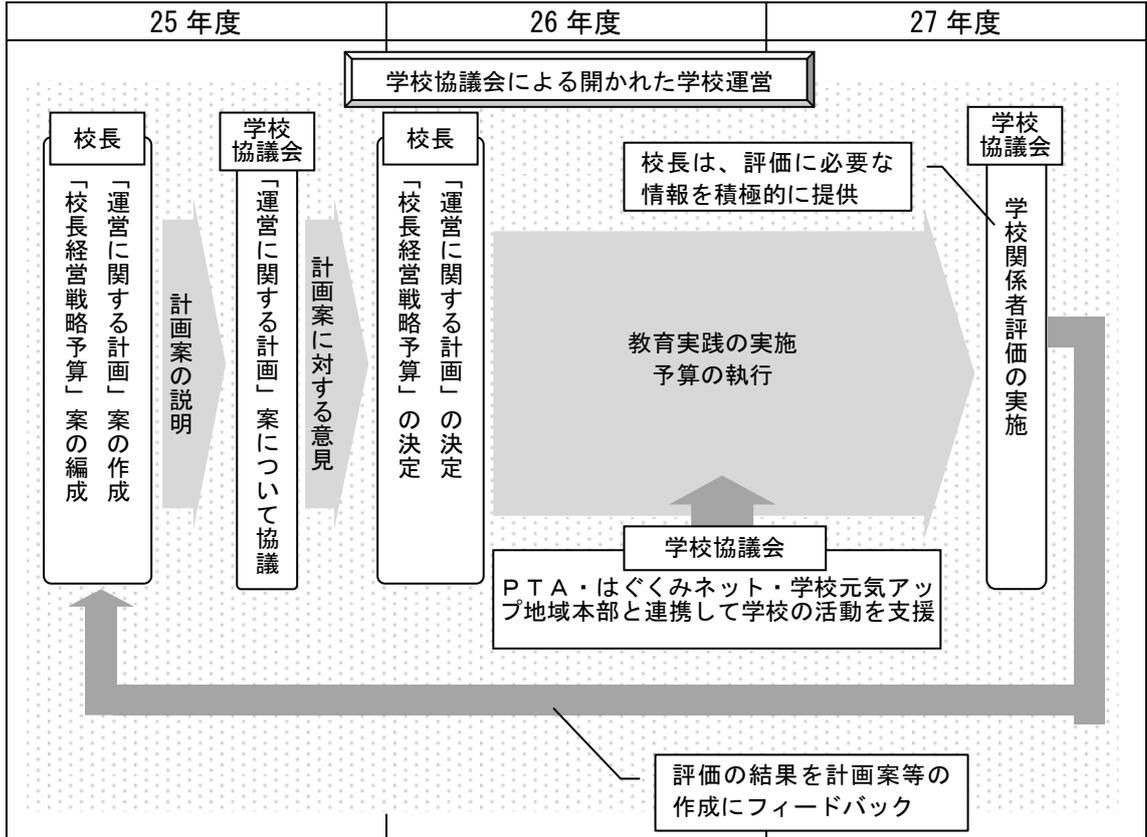
ガバナンス改革

○保護者・地域住民に開かれた学校をつくります

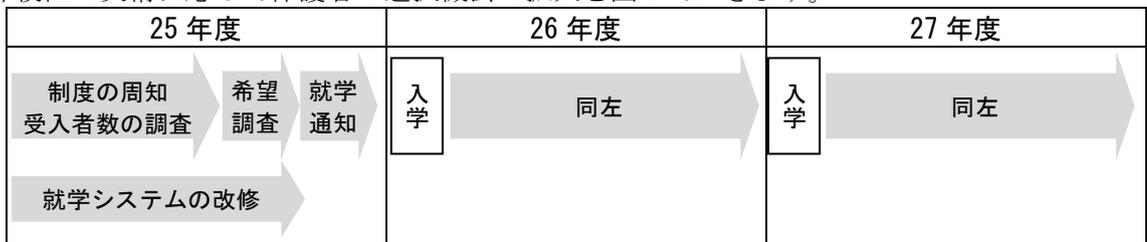
校園長が、自らの裁量により取組を推進するには、保護者や地域住民をはじめとする学校園の関係者のみなさんのご理解とご協力を得ることが不可欠です。そのため、取組の成果を評価し課題を分析した上で、結果を公表するなどにより説明責任を果たす必要があります。

そこで、全国調査で明らかになった学力や体力における課題と対策をまとめたアクションプランなどの学校運営に関する情報を市民に公表するなど積極的に提供し、学校関係者の理解や協力を得るように努めます。

また、学校協議会を設置することにより、学校の「運営に関する計画」の策定に学校関係者の意向を反映するとともに、学力の状況をはじめとする学校情報をもとに学校関係者が取組を評価することを通じて、学校関係者との連携による校長の主体的な学校運営を進めます。さらに、学校協議会の意見を受け、校園長は指導の不適切な教員に対する支援や措置を講じます。



大阪市では、子どもや保護者の意向をくみ取り、学校を活性化する取組の一つとして、学校選択制の制度化や指定外就学の基準緩和など就学制度の改善の方針が決定したところであり、今後区の実情に応じて保護者の選択機会の拡大を図っていきます。



教育行政の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所と連携し、地域住民のみなさんの声をくみ取りながら施策を実施します。

- ・ 中学校給食の提供方法の決定
- ・ 学校選択制の導入
- ・ 学校の統廃合
- ・ 幼稚園の民営化 など

○民間や広域行政との適正な役割分担を進めます

「市政改革プラン」では、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については、民間に任せることを基本として民営化を進めていくこととされています。大阪市域においては、幼稚園に在籍する園児のうち約8割が私立、約2割が国公立という状況であり、国公立のそれぞれで特色のある幼稚園教育が実施されています。

このことを踏まえ、市立幼稚園については、施設や地域の状況を精査した上で、民間への移管を進めることとします。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子ども・子育てに関する新しい仕組みについての国の動向も踏まえつつ、幼児教育の推進に努めます。

(幼稚園の民営化)

	25年度	26年度	27年度
計画決定	開設準備		幼稚園を順次民営化

高等学校教育においては、多様な課程や学科等を備える高等学校を地域間で偏在なく整備するためには、広域的な視点で対応の方がより効果的・効率的です。

また特別支援教育においては、知的障がい特別支援学校の在籍児童生徒数の増加や、卒業後の社会自立に向けた就労への対応が府市共通の課題となっており、広域的な視点で課題に対応することが求められています。

これらのことにかんがみ、新たな大都市制度の移行時における府立高等学校・市立高等学校、府立支援学校・市立特別支援学校の広域自治体（大阪府）への一元化や、今後の中高一貫校の設置について、大阪府教育委員会と協議・検討を進め、大阪府域全体における高等学校教育・特別支援教育の充実を図ります。

	25年度	26年度	27年度
	府立・市立高校全てを対象とする再編整備の方針を策定		新たな大都市制度移行時に広域行政に一元化
	移管に向けて個別課題の方向性を決定	個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手・実施	
		中高一貫校の設置について府と協議・検討	新たな大都市制度移行時に広域行政に一元化
	(新)難波特別支援学校の整備		
		北部特別支援学校の整備	新たな大都市制度移行時に広域行政に一元化
	移管に向けて個別課題の方向性を決定	個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手・実施	

学校サポート改革

○いじめ・問題行動に毅然とした対応をとるための制度をつくります

いじめ・問題行動については、たとえ軽易な事案であっても「だめなものはだめ」という毅然とした指導を行うとともに、そのことをあらかじめ示しておくことで子どもに責任ある行動を促します。

特にいじめについては、すべての学校、すべての教員が「いじめは生命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」という強い認識をもち、他人の心身の痛みがわかるような豊かな心を育てなければなりません。そのために、いじめた側の児童生徒に対する更生プログラムを策定し、①解決に向けた学校内での加害児童生徒への指導とその保護者への協力要請、②警察やこども相談センターなど関係機関と連携した学校内での指導、③出席停止の活用や教育委員会・警察等と連携した学校外（サポートセンター等）での指導、④犯罪が疑われる場合には、保護観察、児童自立支援施設・少年院送致等の処分に向けた、被害届の提出などの法的手続きといった対応を段階的に示し、児童生徒の状況に改善が見られるまで指導・対応に取り組みます。

一方、いじめられた側の児童生徒に対しては、第三者専門家チームの派遣や徹底した支援とケアを図ります。

（出席停止と学校外での指導を組み合わせた更生プログラムの策定）

25年度	26年度	27年度
更生プログラムによる対応の実施	更生プログラムの見直しと対応の実施	更生プログラムの見直しと対応の実施

いじめや不登校、児童虐待や暴力行為など、学校だけでは解決が困難な事案について、市長及び教育委員会が共同して、医師・臨床心理士・弁護士・社会福祉士・警察OBなどで構成する第三者専門家チームを設置し、メンバーの人選を行います。校長のみならず、学校協議会、教育委員会からの派遣要請に対応するとともに、事案の内容によって、保護者や子どもの声を直接聞いて、助言・相談を行います。

（いじめの調査等を行う第三者専門家チームの派遣）

25年度	26年度	27年度
検討会議を経てケースサポートチームを派遣	前年度の検証、ケースサポートチーム派遣の継続	前年度の検証、ケースサポートチーム派遣の継続

問題行動に対する懲戒を含めた対応マニュアルを作成し、明快なフローチャートを用いながら、更生プログラムの各段階や第三者専門家チームの派遣にかかる判断基準などを示します。

（いじめの対応や問題行動への懲戒などに関するマニュアルの作成）

25年度	26年度	27年度
フローチャートを用いた改訂マニュアルを全校園に配付し取組を徹底	取組の継続	

○学校運営における課題の解決を支援します

現在、学校は事務の増加に伴い日常的に繁忙な状況にあり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。また、保護者や地域住民のみなさまから学校へ多様な期待と要望

が寄せられ、その中には過度な要望や苦情もあり、学校が抱える課題は困難度を増しています。

これらの課題に対応し、ICTの活用により校務の効率化を図るとともに、学校が抱える課題の解決に向け専門家を派遣するなど、教職員がその持てる力を十分に発揮し、学校が活気あふれる場となるよう支援します。

(専門家チームによる課題対応の支援)

	25年度	26年度	27年度
チーム の設置			

(ICTを活用した校務の支援)

	25年度	26年度	27年度

○学校教育以外でも多様な学習機会を利用できるよう支援します

家庭の経済状況が子どもの学習環境に影響を与えることなく、子どもたちが学力や学習意欲の向上を図るとともに個性と才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世代の経費負担を軽減するため、学習塾等の学校外教育の利用にかかる経費をバウチャー方式により助成します。

(学校外教育の利用支援)

	25年度	26年度	27年度